■福岡市海浜公園　制限行為許可・占用許可申請手続きの流れ

1. 行為・イベント内容等の事前確認 （開催1年前～2ヶ月前）

どのような目的で海浜公園を利用されたいのかなど、事前に海浜公園管理事務所（092-822-8141）に電話でお問合せください。

2－1. 制限行為許可申請 （開催2ヶ月前～2週間前）

制限行為許可申請書に必要事項を記入の上、行為の内容がわかる書類（企画書等）とあわせて、
メール（umippi-mkjv@marizon-kankyo.jp）またはFAX（092-822-8147）で送信いただくか、直接、海浜公園管理事務所にご持参ください。
※内容によっては、事前の打合せ等が必要となる場合があります。

2－2. 公園内の敷地や水面等を占用する場合

イベント等の開催にあたり、テントや設営物を設置する場合や、特定エリアを占用的に使用する場合は、別途、占用許可申請書を提出していただく必要があります。
占用許可申請書に必要事項を記入の上、利用箇所や設置物がわかる書類（図面等）を添付の上、制限行為許可申請書とあわせてご提出ください。

2－3. 市条例・規則の減免規定に該当する場合

市が主催・後援しているものや、学校・社会福祉施設の行事・授業など、別途、減免申請書の提出により、使用料等が減免される場合があります。
利用料金減免申請書に必要事項を記入の上、市の後援や学校行事等であることがわかる書類とあわせて、制限行為許可申請書等とあわせてご提出ください。

3. 仮登録

上記、必要書類の提出を受け、管理事務所で受入が可能と判断した場合に仮登録となります。
※入金された使用料等は、イベント等が中止となった場合でも返金できませんので、ご了承ください。

4. 申請書原本の提出並びに使用料等の入金 （開催2週間前～設営前日）

各申請書原本（社印押印あり）及び使用料等の入金をもって本登録となります。

5. 許可証の発行

本登録後に許可証と領収書を発行いたします。許可証は、イベント等の開催時は必ず現場責任者が所持してください。